

森・川・海ごみ削減実践活動支援事業 Q&A（令和 6 年度）

1 制度

Q：どのような補助制度か

A：森・川・海等において、不織布マスク、食品トレイ等のプラスチックごみの回収等の清掃活動を行う団体を対象として、清掃活動に要する経費を補助する。

Q：交付の条件はあるか

A：下記の 3 つ。

- ① 実施する清掃活動に対し、県の補助金等支援制度を活用していないこと。
- ② 清掃活動を行う人数は 5 人以上とすること。
- ③ 補助申請は、一団体に付き一回限りとすること。

Q：「団体」とは

A：NPO、企業、自治会等の団体を想定している（市町は対象外）。

（必要に応じて団体の内容を確認できる資料（団体の規約、予算関連資料、活動実績等）を求めることがある。）

Q：他の清掃活動との違いはあるか

A：はっきりとした分けがあるわけではないが、プラスチックごみ等が海に与える影響を軽減するため、ペットボトルや食品トレイ、不織布マスク等のプラスチックごみの回収を重点的に実施いただけると、ありがたい。

Q：既に実施した（実施している）清掃活動は対象か

A：対象外である。実施前に交付申いただく必要がある。

Q：来年度も同様の事業はあるか

A：検討中。

2 補助内容

Q：補助率、上限額は

A：補助率は 10/10 で、上限は 10 万円/回である。

Q：補助対象経費は

A：清掃活動に要する経費で下表（補助金交付要領別表）を対象とする。

区 分	費用の内訳
清掃用具	トング、ほうき、ちりとり、軍手、ごみ袋、ごみ回収に使用するかご、これに類する清掃用具、清掃活動と同時に実施する草刈に使用する鎌、これに類する用具（原動機付きのものについては替刃に限る）
水中清掃用具	水に入る清掃で使用する長靴、胴長、防水ズボン等、潜水して行う清掃に使用するシリンダー
ごみ処分費	ごみの運搬費、処理手数料
環境学習器具	清掃活動と同時に実施するプラスチックごみ等の調査学習等に使用する金網、ピンセット、ビーカー等の器具
その他	現地での応急手当用の医薬品・救急用具、感染症予防のための消毒液、参加者の傷害保険、飲み物代（清掃活動中の水分補給を目的とした飲み物代に限る）、渡船等の水上移動の料金（実施場所への移動のため必要最小限のものに限る）

- ・ 清掃用具等は必要な個数を大幅に超過しないこと。

Q：草刈機は対象となるか

A：原動機付きのものについては替刃に限る

Q：ごみ袋を 10 枚使用見込みであるが、最小販売単位が 50 枚 1 パックの場合、50 枚 1 パックが補助対象となるか

A：最小販売単位を補助対象とする。軍手も同様。
（余った分は、その後の清掃活動等に使用すること）

Q：飲み物代として制限はあるか

A：必要以上の容量は購入しないこと。アルコール類は対象外。

Q：プラスチックごみ以外のごみの処分費は対象となるか

A：当該清掃活動で回収したごみであれば、プラスチックごみ以外のごみの処分費も対象となる。

Q：シリンダー本体の購入は対象となるか

A：シリンダー充填費のみ対象とする。

3 申請

Q: 補助金申請先は

A: 申請先としては3団体あり、清掃活動場所（海、川、森・その他）により異なる。下記のとおり。

海: MaOI機構

川: 静岡県河川協会（県河川砂防局内）

森・その他: 静岡県環境衛生自治推進協会連合会（県廃棄物リサイクル課内）
判断に迷う場合は、申請先（候補）へ相談。

Q: 申請期間は

A: 令和6年4月15日から令和6年11月29日までで、令和6年12月13日までに清掃活動を完了し、実績報告書を提出できる事業が対象となる。

なお、予算がなくなり次第、事業は終了である。

Q: 複数回、複数箇所（海・川・森・その他のうち2種以上である場合も含む。）
で清掃活動を実施する場合、一つの申請にまとめて申請することは可能か

A: 可能。2種以上の場所で活動を実施する場合の申請先は、主となる清掃活動
場所に応じた窓口とする。

4 事業中

Q: 当初予定していた計画に変更が生じそうであるが、どうしたら良いか

A: 変更が生じるとわかった時点で所定の様式（要領様式第3号）を交付団体の長へ提出いただく（廃止の場合も同様）。

また、予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに交付団体の長へ報告し、指示を受けること。

5 事業完了後

Q: やむを得ない理由により、実績報告書の提出が12月13日を過ぎてしまう。
補助対象外となってしまうか

A: 基本的には12月13日の締切厳守。清掃活動が既に完了しており、実績報告書の提出が、事故等の理由により提出できない場合は、交付決定団体へ要相談。